

# 自然科学研究機構生理学研究所特別共同利用研究員受入規則

平成16年4月1日  
生研規則第18号

## (目的)

第1条 この規則は、自然科学研究機構来訪研究員規程（平成16年自機規程第18号）第2条第2項に基づき、自然科学研究機構生理学研究所（岡崎共通研究施設にあつては、生理学研究所が緊密な連係及び協力を行う研究施設を含む。以下「研究所」という。）における特別共同利用研究員の受入れについて、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規則において特別共同利用研究員（以下「研究員」という。）とは、国立大学法人法（平成16年法律第112号）第29条第1項第3号の規定に基づき、研究所において研究に従事し、あわせて、研究所において研究指導を受ける大学院学生をいう。

## (研究指導)

第3条 研究所は、大学の要請に応じ、当該大学の大学院学生に対し、必要な研究指導を行う。

2 研究員に対する研究指導は、研究教育職員又は年俸制職員（特任教員）のうちからその研究課題に応じ、指導を担当する者（以下「指導教員」という。）を定めて行う。

## (資格)

第4条 研究所に受け入れることができる研究員は、大学院の博士課程及び修士課程に在籍している者とする。

## (受入人員)

第5条 研究所に受け入れる研究員の数は、研究所長が別に定める。

## (受入審査委員会)

第6条 研究所に、研究員の受入れ等について審査するため、特別共同利用研究員受入審査委員会（以下「受入審査委員会」という。）を置く。

2 受入審査委員会の組織及び運営については、研究所長が別に定める。

## (申請)

第7条 研究所に研究員の受入れを希望する大学は、別に定める申請書を研究所長に提出しなければならない。

## (受入許可)

第8条 研究員の受入れは、研究所の受入審査委員会の議を経て、研究所長が許可する。

## (受入時期)

第9条 研究員の受入時期は、原則として毎年度4月及び10月とする。

## (受入期間)

第10条 受入期間は、1年以内とし、受入れを許可された日の属する当該年度を超えることはできない。ただし、当該年度を超えて、引き続き、受入れを希望する場合は、改めて、申請書を研究所長に提出するものとする。

## (機構長への報告)

第11条 研究所長は、研究員の受入れを許可したときは、機構長にその旨を報告するものとする。

## (証明書の交付)

第12条 研究所長は、研究指導を終えた場合は、必要に応じて研究員に研究修了証明書を交付するとともに、当該大学にその旨を通知するものとする。

(費用)

第13条 研究員の受入れに係る費用は、徴収しない。

(受入れの中止等)

第14条 研究所長は、研究員が次の各号の一に該当するときは、当該研究員の受入れを中止、又は取り消すことができる。

(1) 疾病その他やむを得ない理由により当該研究の中止の申し出があったとき。

(2) 研究所の規則その他の遵守事項に違反したと認められるとき。

(3) その他研究に従事することが適当でないと認められるとき。

(施設等の利用)

第15条 研究員は、特に定めのある場合を除き、指導教員が研究上必要と認めたときは、研究所の施設及び設備等（以下「施設等」という。）の管理責任者の許可を得て、当該施設等を利用することができる。

(事故による傷病の治療等)

第16条 研究員は、研究従事中に自らの責に帰すべき事由により発生した事故による傷病の治療を要した場合は、その費用を負担するものとする。

(弁償の請求)

第17条 研究所長は、研究員が研究所の施設等を、自らの責に帰すべき事由により滅失又は毀損したときは、当該研究員に弁償を請求することができる。

(規程等の遵守)

第18条 研究員は、自然科学研究機構が定める規程等、関係法令及び指示を遵守しなければならない。

(研究成果の公表)

第19条 研究員の研究所における研究成果は、原則として公表するものとする。

2 研究成果を学会等において発表する場合は、研究所における研究であることを明らかにするとともに、当該論文等の別刷りを研究所長に提出するものとする。

(知的財産権の取扱い)

第20条 研究員が研究所において行った研究成果による発明等に係る知的財産権（「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウ及びその他一切の知的財産権をいう。）の取扱いは、研究員と研究所との間に別段の合意がある場合を除き、大学共同利用機関法人自然科学研究機構職務発明等規程（平成16年自機規程第12号）に定めるところによる。

(その他)

第21条 この規則に定めるもののほか、研究員の受入れに関し必要な事項は、研究所長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。